

答 申

【諮問件名】

保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成 21 年 6 月 11 日付けで行った、米子市長（以下「実施機関」という。）による同年 4 月 10 日付け保有個人情報一部開示決定処分（発米福第 80 号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、棄却すべきである。

2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件保有個人情報開示請求

申立人は、平成 21 年 3 月 31 日、米子市長に対し、次の保有個人情報の写しの交付を求める保有個人情報開示請求を行った。

〔開示請求をする保有個人情報〕

平成 11 年 12 月 16 日に〇〇〇〇（申立人でない個人。以下「提出者」という。）が福祉課に提出した申立書 4 枚のうち申立人に関する記述

(2) 本件処分

実施機関は、本件保有個人情報開示請求に対し、平成 21 年 4 月 10 日、次のとおり保有個人情報一部開示決定処分を行い、申立人に通知した。

〔開示する保有個人情報〕

平成 11 年 12 月 16 日に提出者が福祉課に提出した申立書 4 枚（以下「本件文書」という。）の一部

〔開示しないと決定した部分〕

本件文書のうち、提出年月日、提出者の氏名、印影、文書の表題及び頁番号を除く部分（以下「不開示部分」という。）

〔一部を開示しない理由〕

提出者の主観的陳述が記載されており、申立人の自己情報性よりも

提出者の自己情報性のほうが、より強く保護されるものと認められる。したがって、米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第5号に該当し、申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるため。

(3) 本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成21年6月11日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件文書のうち申立人に関する記述部分を開示するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件処分は、条例第14条第1項に違反し不当である。

申立人が開示請求したのは本件文書のうち申立人に関する記述部分であり、当該記述部分が開示された場合に申立人以外の者のどのような正当な権利利益を害するのか理解できない。（本件文書のうち申立人に関する記述部分が条例第13条第5号に規定する不開示情報に該当するとは考えられない。）

条例第14条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。申立人は、本件文書の不開示部分のうち申立人に関する記述部分を容易に区分することができる考える。

したがって、実施機関は、本件文書の不開示部分のうち申立人に関する記述部分を区分して開示する義務がある。

(2) 本件処分は、申立人の正当な権利利益である自己の情報を知ることへの侵害であり不当である。

申立人には、誤った情報又は不完全な情報等により、申立人自身について誤った判断がなされない権利利益がある。今までに福祉課において、申立人について誤った判断がなされ、生活保護制度上の処分が行われていることから、本件文書の不開示部分には、申立人に関する記述部分に誤った情報又は不完全な情報等があると判断する。本件文書の不開示部分のうち

申立人に関する記述部分が開示されなければ、それが正しい情報かどうかの具体的な検証ができない。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件文書の不開示部分は、提出者の主観的陳述が記載されたものであり、申立人の自己情報性よりも提出者の自己情報性のほうがより強く保護されるものと認められる。したがって、条例第13条第5号に規定する不開示情報（申立人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの）に該当する。

よって、当該不開示情報を黒塗りによって除いた部分について開示する旨の保有個人情報一部開示決定を行ったものである。

- (2) 申立人の本件保有個人情報開示請求の目的がどのようなものであるにせよ、本件処分は条例の規定に基づき行った正当な処分であり、本件異議申立てには理由がない。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、平成21年6月22日、条例第29条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部開示決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、本件文書のインカメラ審査（不開示とされた保有個人情報の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第14条第1項の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

なお、上記42)の申立人の主張については、当審査会では次のように判断した。

ア 上記42)前段の「本件処分は、申立人の正当な権利利益である自己の情報を知ることへの侵害であり不当である。」という申立人の主張について

実施機関による保有個人情報の開示・不開示に係る決定処分は、条例に基づいて行われるべきものであるので、本件処分が自己に係る保有

個人情報の開示を受ける申立人の権利を不当に侵害するものであると言えるのは、本件処分が条例の規定に違反し不当な処分である場合である。

したがって、前述のとおり、本件処分が条例第14条第1項の規定に違反しているかどうかについて審査を行えば足りると判断した。

イ 上記4(2)後段の「申立人には、誤った情報又は不完全な情報等により、申立人自身について誤った判断がなされない権利利益がある。今までに福祉課において、申立人について誤った判断がなされ、生活保護制度上の処分が行われていることから、本件文書の不開示部分には、申立人に関する記述部分に誤った情報又は不完全な情報等があると判断する。本件文書の不開示部分のうち申立人に関する記述部分が開示されなければ、それが正しい情報かどうかの具体的な検証ができない。」という申立人の主張について

当該主張は、申立人が本件保有個人情報開示請求を行った目的が、本件文書のうち申立人に関する記述部分の正否を検証することにある旨を主張したものである。しかし、本件文書に係る実施機関の一部開示決定処分に違法性又は不当性があるか否かについての当審査会の判断は、申立人が本件保有個人情報開示請求を行った目的に左右されるものではない。

また、申立人は当該主張に関し、生活保護制度上の処分に対する不服を述べたが、それについては、本件異議申立ての内容とは直接関連のない事項である。

(3) 争点に対する判断

条例第14条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定しており、本件処分がその規定に違反しているか否かを検討した。

本件文書について、申立人は、不開示部分のうち申立人に関する記述部分については、容易に区分できるはずであり、申立人に関する記述部分を開示しても、申立人以外の者の正当な権利利益を害することにはならないので、開示すべきである旨を主張する。一方、実施機関は、不開示部分全体が提出者の主観的陳述であり、条例第13条第5号に該当する不開示情報であって、開示すれば申立人以外の者の正当な権利利益を害することとなる旨を主張する。

当審査会において検証したところ、本件文書は、提出者がその心情を詳細かつ具体的に陳述した申立書というべき性質のものである。そして、本件文書の不開示部分は、終始提出者の心情が陳述された部分であり、一般的な社会通念に照らし合わせれば、提出者のプライバシー性が強い性質のものである。そのため、本件文書の不開示部分全体が、提出者に係る個人情報として保護されるべきものであり、条例第13条第5号で規定する不開示情報に該当すると解すべきである。

よって、本件文書の一部を開示しないとした実施機関の判断は妥当である。

したがって、本件処分については、条例第14条第1項に違反している点は認められない。

(4) 結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性又は不当性は認められない。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成21年6月22日	実施機関から審査会に対して諮問（平成21年6月11日付け異議申立て）
平成21年7月14日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関に対してインカメラ審査を要請 インカメラ審査
平成21年7月15日	実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請
平成21年7月21日	実施機関から「意見説明書」を受付
平成21年7月23日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付し、これに対する「反論書」の提出を要請
平成21年8月14日	異議申立人から「反論書」を受付
平成21年8月20日 (本件に係る審査会第2回目)	審議
平成21年8月21日	実施機関に対して異議申立人の「反論書」の写しを送付
平成21年8月25日	異議申立人による口頭意見陳述の申出（口頭）
平成21年8月27日	異議申立人に対し口頭意見陳述の日時等を通知
平成21年9月14日 (本件に係る審査会第3回目)	異議申立人による口頭意見陳述 答申の検討
平成21年9月16日	答申の決定